

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和6年度）

住 所 青森県青森市大字野内字菊川47番地1

事業者名 青森市企業局交通部
代表者名 青森市公営企業管理者企業局長 鈴木 裕司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車いす対応バス (ノンステップバス)	・車いす対応バス（ノンステップバス）を7台導入する。	車いす対応バス（ノンステップバス）を5台導入した。

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー設備を用いた役務の提供	・乗降用スロープ板の設置及び介助。 ・コミュニケーションボードの設置。	計画のとおり実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車いす乗降方法のホームページへの掲載	・車いす利用客が円滑にバスを利用できるよう、乗降方法をホームページに掲載する。	計画のとおり実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車いす対応バスの案内	・車いす対応バスの運行時間について、停留所の時刻表に表記する。	計画のとおり実施した。
ホームページ掲載情報の充実	・高齢者、障がい者等が利用できる、交通系ICカード「AOPASS（アオパス）」による福祉乗車サービスの利用方法等についてのホームページ掲載情報の充実を図る。	計画のとおり実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	・全乗務員に対し、国土交通省が定める「交通事業者向け接遇ガイドライン」に基づく接遇を取り入れた研修を行う。	計画のとおり実施した。
車いす対応研修の実施	・車いす利用客が円滑にバスを利用できるよう、全乗務員に対し、車いす対応の研修を行う。	計画のとおり実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリーに対する広報及び啓発活動	・席ゆずりあいに関するステッカーや、円滑利用を促すステッカー(マタニティマーク、ベビーカー、優先席表示等)を掲出する。	計画のとおり実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・利用者から寄せられる意見を部内で共有するとともに、取組の改善に活用した。

(3) 報告書の公表方法

・ホームページに掲載する。

(4) その他

特になし

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備え たもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えた もの	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	139	134	87	47	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	
年度内に 供用を開 始した車 両数	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
年度内に 供用を廃 止した車 両数	5	1	0	1	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	
年度末車 両数	139	138	92	46	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。